

(参考)

経 済 産 業 省

平成17・03・22原院第1号
平成 1 7 年 3 月 2 8 日

改正 平成 18・03・17 原院第1号
平成 1 8 年 4 月 1 日

改正 平成 18・05・26 原院第6号
平成 1 8 年 7 月 1 日

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）

経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、平成15年10月1日付け「主任技術者制度の運用について（内規）」（平成15・09・11 原院第1号）及び平成7年12月1日付け「ビル管理会社の電気主任技術者の選任について」（7公技第4号）は、廃止する。

記

1. 法第43条第1項の選任は、次のとおり取り扱うこととする。

（1）法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される電気主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次に掲げる事項が約されている場合に限る。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者。ただし、当該委託契約において、（１）イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

（２）（１）の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第３９条第１項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が電気主任技術者の選任を行うことを認める。また、（１）の規定は、電気主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、（１）中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第４３条第２項の許可並びに規則第５２条第２項及び第３項ただし書の承認についても、同様とする。

２．法第４３条第２項の許可は、次の基準により行うものとする。

（１）電気主任技術者に係る法第４３条第２項の許可は、その申請が次の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

申請に係る事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる設備又は事業場のみを直接統括する事業場

（イ）出力５００キロワット未満の発電所（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧１０，０００ボルト未満の変電所

（ハ）最大電力５００キロワット未満の需要設備（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ニ）電圧１０，０００ボルト未満の送電線路又は配電線路を管理する事業場

（ホ）非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力１，０００キロワット未満の発電所又は最大電力１，０００キロワット未満の需要設備

ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場

（イ）出力５００キロワット未満の発電所（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧１０，０００ボルト未満の変電所

（ハ）最大電力５００キロワット未満の需要設備（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ニ）電圧１０，０００ボルト未満の送電線路

（ホ）非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力１，０００キロワット未満の発電所又は最大電力１，０００キロワット未満の需要設備

申請に係る者が、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校又はこれと同等以上の教育

施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（八に掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

ヘ その申請が最大電力100キロワット未満（非自航船用電気設備にあっては最大電力300キロワット未満）の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

（イ）電気工事士法第3条第2項に規定する第2種電気工事士

（ロ）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む。）に関する科目を修めて卒業した者

ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者、又はヘに規定する場合にあっては、ヘ（イ）若しくは（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

（2）ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

申請に係る事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場

ロ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場

申請に係る者が次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ハ 出力100キロワット未満の水力発電所に係る場合は、イ又はロに掲げる者のほか、土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者

（3）ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

申請に係る事業場又は設備が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。

申請に係る者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を

直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者

(ハ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許又は同条第2号の1級ボイラー技士免許を受けている者

(ニ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に合格した者

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ロ 圧力2,940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場(イに規定するものを除く。)に係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) イに掲げる者であって、圧力1,470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

ハ 圧力5,880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) ロに掲げる者であって圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

二 圧力5,880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、ハに掲げる者であって、圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

3. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(個人事業者の兼業等)

(1) 規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査に当たり特に慎重を期

することとする。

(法人のマネジメントシステム)

- (2) 規則第 5 2 条の 2 第 2 号二については、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認に当たっては、次に掲げる項目が満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

保安業務従事者は規則第 5 2 条第 2 項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下「法人」という。）の役員又は従業員であること。

法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。

保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下に掲げるすべての要件に該当していること。

イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示（平成 15 年経済産業省告示第 249 号）第 3 条第 2 項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に 0.2 を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

二 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(法人の保安業務担当者等の明確化)

- (3) 規則第 5 3 条第 2 項第 2 号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

(連絡責任者の選任)

- (4) 規則第 5 3 条第 2 項第 5 号の「その他必要事項」は、規則第 5 2 条第 2 項の承認を受けようとする者（以下「設置者」という。）が当該事業場について、電気工作物の工事、維

持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.（1）イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

（事業場への到達時間）

（5）規則第53条第2項第6号中「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

（過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置）

（6）申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないように配慮することとする。

（委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施）

（7）個人事業者にあっては電気管理技術者、法人にあっては保安業務担当者等として委託契約書に明記された者が保安管理業務を行わず、これらの者ではない者に点検等を行わせることとならないようにするため、次の点を委託契約書等によって確認できること。

イ 設置者が電気管理技術者又は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行っていること。

ロ 設置者は事業場において点検等を行う者が委託契約書に明記された者であることを確認すること。このため、電気管理技術者又は保安業務担当者等が事業場における点検等を行う際に、その身分を示す証明書により本人であることを設置者に対して明らかにすることとなっていること。

ハ 設置者は保安規程に基づき、事業場における点検等の終了後にその結果について電気管理技術者又は保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果等に係る記録を保存することとなっていること。

4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

（1）電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の要件に適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

申請に係る者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 申請に係る者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者との親会社の子会社である者の事業場

申請に係る者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

申請に係る者の執務の状況が次に適合すること。

イ 申請に係る電気工作物は、選任しようとする者が、常時勤務する事業場又はその者

の住所から2時間以内に到達できる場所にあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、次の要件に適合する場合に行うものとする。

申請に係る者が、第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

申請に係る者が兼任する水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあること。

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、次の要件に適合する場合に行うものとする。

申請に係る者が兼任する事業場は2以下とすること。ただし、兼任する事業場が既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。

申請に係る者が、第1種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていること。

申請に係る者が兼任する事業場は、申請に係る者が常時勤務する事業場から30分以内に到達できる場所にあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中(事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。において同じ。)であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できる場所であればよいものとする。

申請に係る者が兼任する事業場には、発電設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための体制が整備されているとともに、必要な事項をボイラー・タービン主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、この限りでない。